

## 2019年度 長期研修報告書

法務研究科 教授 新村とわ

2019年2月13日から2020年2月12日まで、オーストラリア連邦ヴィクトリア州メルボルン大学ロースクールにて進められた長期研修について、研究課題「オーストラリア連邦における地方自治体等での統合政策及びその実践に関する研究調査」ならびに研修中に新たに見出された研究課題への研修者の取り組み等について以下に報告する。

### 一. 研修先での研究環境等

ヴィクトリア州の州都メルボルンのシティ近くに位置し、オーストラリア国内でもトップクラスを誇る名門校、法学研究の分野ではその教育制度等のユニークさ故に国内ロースクールとしてトップレベル、世界ランキングでも両手に入ることもあるメルボルン大学ロースクールが研修者の主たる研究活動の場であった。同大学ロースクールは市民にも門戸を開く図書館を併設する近代的な独自屋舎を持っており（徒歩五分先にはメイン校舎の歴史的建造物があり伝統的な雰囲気もお堪能できる）、ロースクールに所属する教員やスタッフの研究室、講義等や演習室など、いずれも充実した IT 設備等が備えられており、研究に恵まれた環境にある。大学図書館は静謐さが保たれ、多くの人々（アジア系が多いことに驚く）が公共デスクで競い合うように勉学に勤しんでいる。研修者は図書室のキャレル一室を専用を与えられたが、そこは、図書館の電子書籍も含む書籍等へのアクセスがスタッフ待遇でセキュリティー保持のうえ 24 時間使用可能という破格の環境だった。キャレルの使用は個室数が限定されていることもあり、固定席の獲得は巡り合わせにもよるが、研修期間を通じて固定席を確保していただけたのは幸運であった。

### 二. アジア法センター

研修者の受け入れ教員となってくれたのはアジア法センターで日本法部門を総括している Stacey Steele 准教授である。同氏は、研修者と専門は異なるが東京大

学への留学経験もあり日本の事情にも通じ弁護士業も同時にこなす才女である。彼女との対話や豪州在留の日本人法学者や日本法専門家等の紹介を通して、異なる視点から日本を考察することができた。同センターではオーストラリア国籍のみならずインドや中国等の多様な出自を持つ国際色豊かな教授陣らが、「アジア」という共通項で結ばれつつ複数裁判籍の研究に従事している。諸外国から訪れる研究者や法曹、留学生にも広く門戸を開いており、頻繁に開かれるモーニングティーやセミナー等を通じて、文化的にも多様な諸国の法的理論と実践をめぐる種々の見解に自然に触れる環境が整備されている。アジア法センターに所属する公法学研究者の Tarunabh Khaitan 教授（英国オックスフォード大学のワダムカレッジから4年間のサバティカルを利用しメルボルン大学でも教育研究に携わる）と知己を得たことは大きな収穫であった。彼の著作である *A Theory of Discrimination Law* の書評執筆が契機となり、Khaitan 氏との知的刺激に満ちた対話の機会をもてたのは同センターによる学縁と感謝している（同書の研究も一主題とした拙稿「アファーマティブ・アクションの新地平」も研修中の成果として公刊済みである）。2019年12月には Khaitan 氏が中心になって開催した 'Constitutional Resilience in South Asia' Workshop が3日間にわたり行われ、同氏の勧めもあり研修者も参加することになった。南アジア諸国の憲法問題という、従来取り組んだことがなかった課題を目の当たりにし、また参加者が比較的若手だったこともあり、南アジア諸国の憲法の歩みの初々しさとも重なってか、同諸国の憲法研究者の困難ななかでも柔軟ともいえる発想に基づく議論スタイルには新鮮な感動を覚えた。

### 三. メルボルン大学の研究交流スタイル

メルボルン大学の研究スタッフはその層の厚さが特筆できる。同大学内では様々な研究センターが活発な研究活動を展開しており、所属を跨いだ研究プロジェクト等も推進されており、多くのセミナーが日常的にロースクール内で公開されており、研究交流、研究者間の意見交換がオープンかつフランクに行われ、象牙の塔という古色蒼然とした「大学」のイメージとは大きく離れる。公開セミナーでは軽食やお茶が振舞われることが多く、場合によってはワイン等のアルコールも施されるなど、参加者の口が滑らかになるような工夫がなされ「対話により発展する学問」という豪州スタイルともいえるべきものが確立しているようである。さらには、メルボルン

にはメルボルン大学以外にも有名校としてモナシュ大学や RMIT 大学、若干郊外になるガラ・トロー大学なども存在し、専門分野を同じくする他大学の研究者が研究会等を通じて切磋琢磨することを可能にしている。研修者も、この環境を存分に享受すべく、アジア法センター主催の公開セミナーのみならず、大学スタッフ間の研究発表セミナーや選挙法センター、国際法センター等での自分に興味ある主題のセミナー等に積極的に参加し、数多くの研究成果を見聞して知見を広げることに努めた。

#### 四. 比較憲法研究センターへの参与

メルボルン大学ロースクールの比較憲法研究センター (CCCS: Centre for Comparative Constitutional Studies) は、センターの創始者である Cheryl Saunders 教授から現在の共同代表である Adrienne Stone 教授と Kristen Rundle 教授の時代を通じてオーストラリア国からの研究資金援助も獲得して精力的に活動している。研修者も受入教官からの勧めもあり、同センターの活動にも可能な限り関与した。毎週開かれるランチタイムを利用したセミナー (BBC : Braun Bag Seminar) は、昼食持参可という軽い触れ込みとは懸け離れた濃密な憲法議論が、スタッフのみならずメルボルン大学を訪問してくる客員研究員等の憲法学者らによる最新の研究ドラフトに基づいた報告後に展開される。報告内容と議論の全てを完全消化できたわけではなかったが、諸外国の憲法事情についての大まかなスキームを掴め、参加者間の議論が常に大きなインスピレーションを与えてくれた。また、BBC とは別に学期ごとに週一で開催される読書会にてイエール大学ロースクールの Bruch Ackermann 教授の最新刊である *Revolutionary Constitutions* を読み、戦後の歴史的観点から現在の世界中 (とくにフランス、インド、イスラエル、南アフリカ、米国等) に散見される憲法危機について各国から滞在している研究者らとともに考察した。この読書会を通じて、研修者が今までに取り組んできた日本、ドイツ、EU、豪州以外の視座から「憲法」を俯瞰することとなり、ひいては自分の研究活動の立ち位置を再吟味することとなった。

さらに、2年に一度開催される同センター主催の憲法学会 (CCCS 2019 Constitutional Law Conference) が一年間の研修期間中に運良く当たっていたため、同学会にも参加した。オーストラリアの憲法史上、画期的判例となった

Engineer 判決(Amalgamated Society of Engineers v Adelaide Steamship Co Ltd, )から100年を迎えるにあたりオーストラリア憲法を総括するという主題のもとで展開される報告や議論を通し、豪州憲法についても考察を深める好機となった。

また、2019年12月にはCCCSとほぼ同組織であるMelbourne Institute of Comparative Constitutional Lawによる憲法学会が開催されたが、この学会にも参加し、最新の各国の憲法研究の討論に触れた。同会は学術研究会という趣が強く、各報告に対する議論も深く掘り下げたものが多く議論の内容の濃厚さという面に加え、研究会の運営の仕方という面からも勉強になるものだった。

## 五. 地方自治等での統合政策及びその実践についての調査とその方法論の探索

ヴィクトリア州はメルボルンというシドニーに次ぐ大都市を擁し、その西洋に類似した気候により英国からの初期移民たちが好んで移住した地として繁栄した歴史を持つ。長く白人優遇政策が採用された後、1970年代より広く移民を受け入れる政策に転換し、初期の頃は、移民と既存の白人との間での罅迫り合いもあったようだが、ほぼ半世紀を経た現在では、メルボルン市内を歩くと、人種の多様性に目を奪われ、耳に入ってくる言語のヴァラアティーに驚かされるほどに、多文化への共生が進み、統合も推進されている印象を受ける。実際、自治体の図書館やコミュニティセンターといった地方自治体の施設には、多言語での案内や様々な外国人を対象とした英語教室の案内があり、都市や住宅地での市井の人々のあり方をみるに、多くの人種の人々が自然体で生活している様子が伺える。このような移民政策が成功した背景としては、移民政策に対する長い歴史があることが挙げられよう。

ただし、移民政策が成功しているように感じるのは、大都市（特にメルボルンシティ付近からその近郊）に限定されているようで、都市から離れば、一生のうちに外国人との交流がほぼないような生活を依然として続けている人々も多いという意見もあり、その全体像を把握するのは容易ではないという認識が強くなった。その後は、研究の方法論を暗中模索することになった。研修当初は、漠然と統合政策に関する理論と実践に関する調査ということでその的確な方法論を模索していたが、インタビュー活動等を通じて、研修課題への接近方法として「民主主義」を基盤にした「統合政策のあり方」という研究方針を立てることになった。方針の確立までには、地方自治制度も含めたオーストラリアの法制度を研究するとともに、

多様な背景を有するメルボルンの住民たちの地域社会での生活ぶりを見聞することで、多文化共生の成功例として知られるメルボルンの統合政策のあり方についての研究方法を悩み探る日々が続いた。種々の国籍からなる一般の人々への聞き取り調査や官公庁職員へのインタビューが道筋を示してくれた。特に移民の人々への仕事の斡旋をする **Elissa Fleming** 氏、ヴィクトリア州選挙管理委員会の情報調査部門マネージャーである **Paul Thornton-Smith** 氏からは貴重な見解を聞いた。また、**Australian Services Union** の職員である **Melissa Wainwright** 氏は研修者の突然の面会を快諾してくださり、統合政策の課題と展望について長時間割いて語ってくれた上で、研究調査の展望に大きなヒントを提示してくれた。

具体的な研究の方途としては、政治に対する態度決定も含む住民らの選挙への意識や動向をめぐり、以下のようなオーストラリアに特殊な事情を勘案しながら、選挙制度の機能について考察を進めた。オーストラリアでは世界的に少数派の「強制選挙制度」が採用されており、選挙権者も多様であること（国籍を有さない永住権者にも選挙権が付与されたり、自治体によっては住所を有していれば自治体選挙権が与えられる場合もある）の問題について検討した。尚、この選挙制度についての調査研究を進めるにあたり、メルボルン大学の選挙法センターの **Joo-Cheong Tham** 教授からは有益な示唆を頂戴するとともに、研究推進のために多くの便宜を図っていただいた。ここに記して感謝したい。

さらには、豪州国籍をもたない者が政治活動に関与する問題として、数年前にホット 이슈となった「市民権」をめぐり多重国籍者の議会議員資格の問題や、2018年に法制化された外国人による政治献金の規制についても、統合政策と同根の課題を持つ問題として検討を加えた。

以上のような豪州での統合政策についての課題は、グローバリゼーションの波に晒されている日本にも類似の問題状況として見出されうる。両国の課題へのそれぞれの取り組みは、相互に示唆を与え合うものであり、研修期間中は、日本法について発信することも研修者の重要な役割の一つであると認識し努めて発信し続けた。専門家間の軽い日常会話や深い討論において比較法的視点から日本法について説明する日常的な営みを始め、受け入れ教員を通して **RMIT ABC Fact Check** というメディア番組の **Brinley Duggan** 氏より質問を受け、先住民族の承認についての日本国憲法の位置付けについて調査の上報告した。この **RMIT** での経験は、研修者

が豪州社会に幾許かの貢献ができたとして喜ぶとともに、このことが契機となり、統合政策の中での先住民族の法的位置付けも重要な研究課題として浮き彫りにされるという付加価値も持つものだった。

先住民族の問題としては、憲法学会に参加した際に幸運にも知り合うことができたオーストラリアの先住民であるアボリジニの芸術家である Clinton Nein 氏へのインタビューの機会をえて、アボリジニの現況を含む統合政策の現状を語ってもらった。アボリジニの人々の生活を現代豪州社会へ順応させるにはまだまだ困難が伴うこと、選挙権を有しつつもそれを行使する能力や意思がなく、結局、アボリジニの意思が政治には中々反映されないことから、「民主主義」の最大にして有効な手段である「選挙」が機能不全に陥っている問題が同氏より説かれた。他方、大木等のアボリジニにとって神聖かつ特別な意義をもつ自然物に対する脅威に対しては、アボリジニの人々やその主張に賛同する市民らが、行政庁に出向いて反対の意思表示を行う、デモなどの手段で訴える等の別途の方法が活用されていることも知り得た。

以上のような研修中の課題へ格闘するなかで2019年10月には、ALC 主催のセミナーで報告の機会を与えられ、日本における先住民族や永住外国人、さらには2018年の法改正で大きな転換期を迎えた日本での移民政策について、選挙権を基本軸に据えて「国民国家」や「主権国家論」といった憲法の原理論的問題にも及ぶ報告を、“Asura’s Three Faces? : “Nation-State”, “Multiculturalism” and “Sovereign State” in Japan と題して行った。この報告については、参加者からの指摘や討論、質疑から得られた知見をも反映させた上で近日中に公刊する予定である。また、この研究報告を通じて、さらに研究の輪が広がることになった。メルボルン大学の Susan Kneebone 教授や同大学の Asian Institute の Ikuko Nakane 准教授からは報告後に報告内容に関する貴重な意見を賜るとともに、その後の親交からも多くを得ている。

#### 六. ANJaL 主催の研究会ならびに京都・東京セミナーへの参加

日本法と豪州法との比較研究に活動を展開している豪州の学術団体である ANJaL(Australian Network for Japanese Law)は、その代表的活動の一つに京都・東京セミナーとして京都の同志社大学との提携を主軸に豪州の日本法に関心を持つ優秀な学生に日本法に関する講義を毎年2月に京都と東京で開催している。京

都セミナーの最中には研究会の場が設けられ豪州側と日本側から数名の報告の機会が与えられる。シドニー大学の Luke Nottage 教授からの推薦を受け、今回の研究会では研修者も報告の機会を与えられ、本研修の研究課題の成果の部分報告という位置付けとして’The Comparative Study of “Sovereignty” Concept regarding Foreign Citizenship’ という題目のもと 2020年2月6日の研究会で発表した（同報告についてさらに内容を深めた上で論考として公刊することを予定している）。同研究会も非常に示唆に富むものであったが、研究会参加の付随的効果として、京都セミナーの視察も同時に行うことができ、日本法の世界への発信方法や教育活動についても多くを学ぶ貴重な機会も得られたのは幸運であった。

#### 七. 今後の教育・研究活動への展望

長期研修の一年間を振り返ると、想定していた研究課題をめぐる活動を遥かに超える学問領野において幅広いインプットとアウトプットの機会に恵まれたことを実感する。これらの大きな学びは、一見、主題から離れるようでしかし後に有機的に結合していくものとして、今後の教育・研究活動の大きな財産になることを確信している。

これらの貴重な機会を与えてくれた成蹊大学の長期研修制度に深く感謝するとともに、今後もこの成果を大きく発展継続させていく所存である。